

## 社団法人広島県配置医薬品連合会登録販売者研修実施要項

### 1. 目的・概要

登録販売者に対する一定水準の研修を確保し、登録販売者の質の向上を図るため、一般用医薬品販売業者等が実施しなければならない従事者に対する研修のうち、登録販売者に対して外部研修実施機関に委託して行う研修を実施するものである。

### 2. 資質向上対策委員会(以下「委員会」とする)の設置

資質向上対策委員会委員は教育、学術等の関係者、消費者等の参画等で構成される。

○委員会の開催

毎年度ごと定例2回程度開催 検討事項は以下の内容とする

企画、運営等、テキストの作成、カリキュラム、講師等の設定を行う。

### 3. 研修対象者

研修の対象者は、受講を希望する一般用医薬品販売業に従事する全ての登録販売者。

### 4. 研修の内容

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な一般用医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 一般用医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥ リスク区分等のあった医薬品
- ⑦ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関係法規等

### 5. 時間数と実施方法、実施頻度

座学集合研修、毎年16時間(8時間×2日)を基本とする。

研修の実施頻度・この研修は毎年定期的かつ継続的に実施する。

通信講座を組み合わせる場合は通信講座の時間数が座学集合研修の時間を超えないようにすることとする。

### 6. 研修の客観性等の確保

資質向上対策委員会の運営に基づき、研修の専門性、客観性、公平性を確保することとする。

### 7. 研修の透明性の確保

研修の透明性を確保するため、実施計画、実施結果等の情報を公表し、当該研修等の受講を希望する者を受講が出来るようにすることとする。

#### 8. 研修修了証の交付

受講者の受講状況を確認し、試験の実施などにより受講者の評価を行い、修了証を交付するとともに、研修受講者の氏名、研修内容、研修修了の有無を6年間適切に記録、保存することとする。

#### 9. 研修受講の促進

研修を実施するにあたり、社団法人広島県配置医薬品連合会会員以外の受講対象者に対してホームページ等で当該研修の周知を行うこととする。

#### 10. 実施する研修の概要について毎年6月30日までに自治体に届け出る。

また、研修の実施方法、実績等の情報を自治体の求めに応じて提出する。

平成24年6月26日

一般社団法人広島県配置医薬品連合会

会長 小島恒治

